

エネルギー基本計画(改訂案)

第 1 章

基本的事項

1 エネルギーを取り巻く動向

(1) エネルギー問題

高度経済成長期以降、私たちの暮らしは石油や石炭など多くの化石燃料を使用することで成り立ってきました。また、エネルギーの消費量は、これまで年々、著しく増大してきました。

世界的にも、発展途上国などの経済発展に伴い、多くの化石燃料が消費されるようになり、化石燃料の入手が困難となる資源制約や、将来的な資源枯渇の可能性が指摘されています。一方で、新たな化石燃料であるメタンハイドレートやシェールガスの開発が進むなど、新たな資源も注目されています。

こうしたエネルギー問題は、化石燃料の大部分を輸入に頼る日本に大きな影響を及ぼすことになるため、今後の動向に注意が必要です。

(2) 地球温暖化対策の国際的取組

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの中でも最も影響を及ぼしているのが二酸化炭素ですが、エネルギー利用のために化石燃料を燃やすことで、多くの二酸化炭素等が大気中に放出されています。

世界的なエネルギー消費量の増加傾向に伴い、二酸化炭素排出量も増加傾向となっているため、地球温暖化の問題が発生し、世界各地で異常気象など多くの問題を引き起こしています。また、今後もエネルギー消費量が増加し続けた場合、地球温暖化はさらに進行することが予想されます。

地球温暖化防止対策の世界的な取組みとして、平成 4 (1992) 年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく、「気候変動枠組条約締約国会議」(以下、COP という)が平成 7 (1995) 年以降、毎年開催されています。平成 9 (1997) 年に京都市で開催された COP3 では、排出削減義務を負った先進国に対して法的拘束力のある数値目標を定める「京都議定書」が採択されました。その中で日本は平成 24 (2012) 年までに平成 2 (1990) 年比で 6 %の温室効果ガス排出削減を目標に掲げましたが、各種の取組みによりその目標は達成しました。

一方で、京都議定書に参加しない先進国・途上国も含めた締結国全体で取り組む枠組づくりが大きな課題となっていたことから、平成 18 (2005) 年の COP11 において京都議定書第一約束期間以降の新たな枠組みに向けた交渉が開始されました。以降、平成 21 (2009) 年 COP15 の「コペンハーゲン合意」、平成 22 (2010) 年 COP16 の「カンクン合意」を経て、先進国・途上国の平成 32 (2020) 年の削減

目標・行動を定めることが位置づけられました。

しかし、国際社会は、これまでの経験から全ての国に適用する枠組を合意するにあたっては、特定の国に削減を割り当てる方法は困難である一方、自主的な排出削減目標の設定だけでは、長期目標を達成するには不十分であることを共通認識としてきました。そこで、平成 25(2013) 年ポーランド・ワルシャワで開催された COP19 においては、新たな枠組みとして全ての国がそれぞれの事情に応じた「自国が決定する貢献案」(intended nationally determined contribution、以下 INDC という)を提示して、国際協議を行う仕組みが提案されることとなりました。COP19 では COP21 にさきだって、INDC を示すことが要請され、つづく平成 26(2014) 年ペルー・リマで開催された COP20 では、締約国が INDC を示す際に提供する具体的な情報が示されました。

こうした経緯を経て平成 27(2015) 年フランス・パリで開催された COP21 では、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。その他、全ての国が参加し、5 年ごとに国ごとの貢献(nationally determined contribution、以下「NDC」という。)を提出・更新する仕組み、すなわち、NDC の透明性・明確性を高めつつ、各国が NDC の実施・達成状況を報告し、そのレビューを受けるという考え、また協定全体の進捗を評価するため、定期的に世界全体の実施状況を確認し、その結果が行動及び支援を更新し強化につなげるという仕組みが具現化しました。

平成 28(2016) 年モロッコ・マラケシュで開催された COP22 では、同年 11 月に発効したパリ協定のルールづくりとして、①各国の NDC に盛り込む情報、②NDC を管理する公開登録簿の記録・運営方法、③NDC の実施内容の透明性や正確性などの説明責任に関する指針、④削減量に経済的価値等を付与して市場等で取引するメカニズムの計算方法や指針、⑤参加国全体の進捗状況の評価方法などが議論されました。しかし、これらの議論は中断し、平成 30(2018) 年に改めて協議を再開して実施指針等を正式に採択していくことになりました。

代わって、各国に対して気候変動対策を呼びかける「気候と持続可能な開発のためのマラケシュ行動宣言」が発出され、国連主導で取り組んでいる気候変動対策に関係する多くの国際約束や行動計画の実行に向けた決意が表明されました。

表 1－1 気候変動枠組条約締約国会議（COP）の経緯

年	事 項
平成 4 年 (1992 年)	気候変動枠組条約採択（平成 6 (1994) 年発効）
平成 9 年 (1997 年)	COP3：京都議定書採択（2005 年発効） 先進国（米国は未批准）に対して法的拘束力のある数値目標の設定（途上国は削減義務なし）
平成 17 年 (2005 年)	COP11：「マラケシュ合意」 京都議定書第一約束期間以降の枠組みに関する特別グループの設置について合意した。
平成 21 年 (2009 年)	COP15：「コペンハーゲン合意」 先進国・途上国の 2020 年までの削減目標・行動をリスト化すること等に留意。（COP としての決定には至らず、留意事項にとどまった。）
平成 22 年 (2010 年)	COP16：「カンクン合意」 各国が提出した削減目標等が国連文書に整理されることとなった。
平成 23 年 (2011 年)	COP17：「ダーバン合意」 全ての国が参加する新たな枠組み構築に向けた作業部会（ADP）が設置された。
平成 24 年 (2012 年)	COP18：「ドーハ気候ゲートウェイ」 京都議定書第 2 約束期間が設定された。
平成 25 年 (2013 年)	COP19：ワルシャワ決定 2020 年以降の削減目標（自国が決定する貢献案：INDC（Intended Nationally Determined Contributions））の提出時期等が定められた。
平成 26 年 (2014 年)	COP20：「気候行動のためのリマ声明」 自国が決定する貢献案（INDC）を提出する際に示す情報（事前情報）、新たな枠組の交渉テキストの要素案等が定められた。
平成 27 年 (2015 年)	COP21：パリ協定採択（2016 年発効） 2020 年以降の枠組みとして、史上初めて全ての国が参加する制度の構築に合意した。
平成 28 年 (2016 年)	COP22：「マラケシュ行動宣言」 パリ協定の実施指針等の採択は中断し、代わって、各国に対して気候変動対策を呼びかける「マラケシュ行動宣言」を発出した。

(3) エネルギー政策の転換

平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故や火力発電所の被災によって、震災直後、本市を含む首都圏では、大規模な停電に見舞われました。また、エネルギーの供給や交通網の寸断により、電力やガソリンなどのエネルギー供給が滞り、日常生活や産業活動に大きな影響が発生しました。

さらに、東京電力管内では平成 23(2011)年 3 月から 4 月にかけて計画停電が実施され、同年 6 月には夏場の電力需要ピークを乗り切るため、「電気事業法」第 27 条による電気の使用制限が発動されるなど、東日本大震災を契機として、日本のエネルギー供給基盤の脆弱性が露見され、エネルギー政策や、再生可能エネルギー等、エネルギー問題に関する市民の関心も、大きな高まりを見せています。

このようなことから、東日本大震災以降、国内のエネルギー政策は大きな転換を迫られています。

(4) 国の取組み状況

わが国では、エネルギー自給率が極めて低く、エネルギーの安定供給が最重要課題の一つであること、また、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源の二酸化炭素が占めており、地球温暖化対策は、エネルギー政策の根幹の一つとなっていること等から、これまで多くのエネルギー政策が展開されてきました。

わが国のエネルギー政策は平成 14(2002)年に策定された「エネルギー政策基本法」及びその下で策定された「エネルギー基本計画」(第一次計画)に基づいて、施策が実施されてきました。その後、平成 19(2007)年に第 2 次計画、平成 22(2010)年に第 3 次計画が策定されました。第 3 次計画では、平成 42(2030)年の目標として「電源構成に占めるゼロ・エミッション電源(原子力及び再生可能エネルギー由来)の比率を約 70%とすること」等が示されていました。

しかし、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、政府はエネルギー基本計画を見直す方針を出しました。平成 23(2011)年 6 月 7 日には、国家戦略担当大臣を議長とする「エネルギー・環境会議」が設置され、平成 24(2012)年 9 月 14 日には、「革新的エネルギー・環境戦略」が決定されました。

その後、平成 24(2012)年 12 月に新政権が発足すると、前政権の「革新的エネルギー・環境戦略」はエネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築することを目指してゼロベースで見直しされることになりました。

こうした情勢変化に対応すべく、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、平成 26（2014）年 4 月にエネルギー基本計画（第 4 次計画）が閣議決定されました。ここでは、第 3 次計画までの「3E（Energy Security：安定供給、Economic Efficiency：経済性、Environment：環境）」という基本的視点に、安全性の確保「S（Safety：安全）」の重要性、国際的な視点、経済成長の視点が加味されました。また、平成 26（2014）年 12 月には、総合エネ調基本政策分科会の下に長期エネルギー需給見通し小委員会が設置され、平成 27（2015）年 7 月 16 日に報告書を取りまとめました。これを受けて、経済産業省は、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）を決定しました。

エネルギーミックスは、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合（3E+S）について達成すべき政策目標を想定した上で、施策により実現される将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示したものです。この中で、1970 年代のオイルショック（石油危機）後のような大幅なエネルギー効率の改善を目指す野心的な省エネや、現状から 2 倍程度の導入拡大となる再エネの最大限の導入、火力発電の高効率化等により、原発依存度を可能な限り低減することが見込まれています。

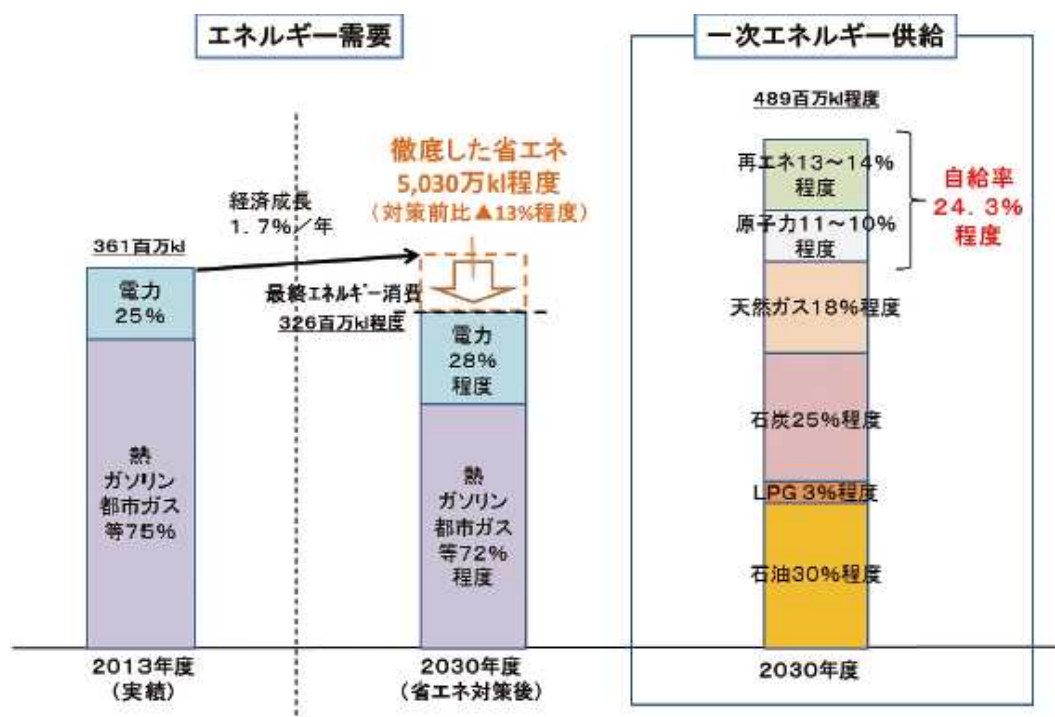


図 1-1 2030 年度の一次エネルギー供給構造の見通し

出典：平成 27 年度エネルギー白書（資源エネルギー庁，平成 28 年 5 月）

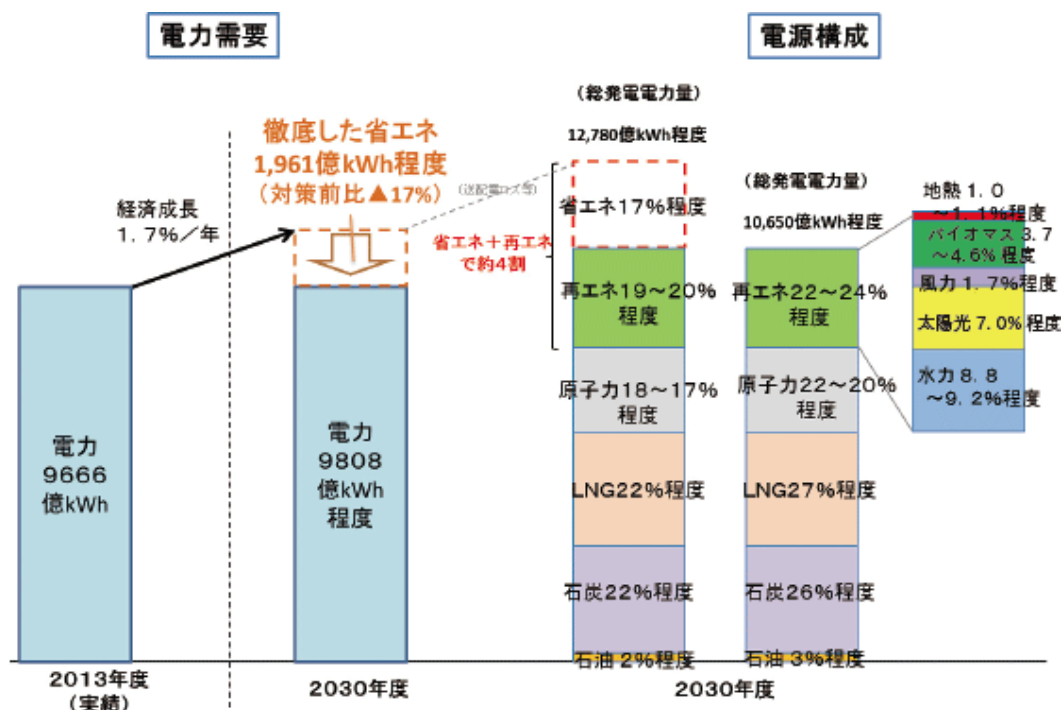


図 1-2 2030 年度の電源構成の見通し

出典：平成 27 年度エネルギー白書（資源エネルギー庁，平成 28 年 5 月）

（５） 県の実施状況

神奈川県では、平成 28(2016)年 3 月「神奈川県環境基本計画」を改定し、地域からの地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進の 2 本立てで、地球温暖化への対応を図る方針を策定しました。

地域からの地球環境温暖化対策を推進するため、平成 27(2015)年の COP21 でのパリ協定採択後の情勢を踏まえ、平成 28(2016)年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、新たな温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、地球温暖化への「適応策」に取り組む計画を策定しました。また、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入加速化と安定した分散型電源の導入拡大を重点施策として位置づけました。

表 1－2 地球温暖化対策の推進における神奈川県を取り組み状況

時期	取組事項
平成 21 年 7 月 (2009 年)	○神奈川県地球温暖化対策推進条例の制定 地球温暖化対策の一層強化を図るため、県、事業者、県民等の責務を定め地球温暖化対策に関する取組の推進について定めた。
平成 22 年 3 月 (2010 年)	○神奈川県地球温暖化対策計画の策定 条例に基づき 2020 年の県内の温室効果ガスの総排出量を 1990 年比で 25%削減を目標に重点的取組を策定した。
平成 22 年 4 月 (2010 年)	○事業活動温暖化対策計画書制度の導入 一定規模以上の事業活動を行う事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけた。
平成 23 年 9 月 (2011 年)	○かながわスマートエネルギー構想の策定 「原子力に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という 3 つの原則によりエネルギー政策を推進することを提唱した。
平成 25 年 7 月 (2013 年)	○再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の制定 ①太陽光などの再生可能エネルギーを導入、②再生可能エネルギーの供給等に役立つ新技術の導入、③省エネルギーの取組みを定めた。
平成 26 年 4 月 (2014 年)	○かながわスマートエネルギー計画の策定 再生エネ等の導入加速化、安定した分散型電源の導入拡大等の 5 つの政策による分散型エネルギーシステムの構築を目指す計画を策定した。
平成 28 年 10 月 (2016) 年	○神奈川県地球温暖化対策計画の改定 新たな温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、地球温暖化への「適応策」に取り組む計画を策定した。

（６） 市の取組み状況

本市の主要な環境・エネルギー政策の経過やエネルギーに関する取組み内容は、表に示したとおりです。

本市では、鎌倉市環境基本計画に基づき、エネルギーの有効利用の観点からエネルギー施策を実施してきました。また、地球温暖化防止対策として、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガス排出量削減目標を達成するための施策を実施してきました。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、平成 25(2013)年 4 月に鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版＞を一部改訂し、エネルギーへの取組み等を計画に盛り込みました。

また、平成 24(2012)年 7 月には「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」（以下、「鎌倉市エネルギー条例」という）が議員提案により制定され、第 4 条において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、施策に関する基本的な方針を示す計画を策定することが定められ、本計画を策定することとなりました。

平成 24(2012)年 9 月には、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための庁内組織として「鎌倉市エネルギー施策推進委員会」を設置しました。同委員会では、テーマ別のワーキンググループを設置し、公共施設への太陽光発電設備屋根貸し事業など、積極的な取組みを展開しているところです。

また、平成 24(2012)年度には、東京工業大学ソリューション研究機構先進エネルギー国際研究センターと鎌倉市政策創造担当との共同研究として「鎌倉市スマートシティ形成に向けた研究」を実施し、鎌倉市内における再生可能エネルギー等の導入可能性について検討を行いました。

その後、平成 25(2013)年には、鎌倉市エネルギー基本計画を、平成 26(2014)年には鎌倉市エネルギー実施計画を、鎌倉市エネルギー条例に基づき策定しました。

さらに、平成 27(2015)年には、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画と改め、内容を改定しました。この計画は、鎌倉市エネルギー基本計画及び実施計画と一体となって、取組みを推進できるような施策を掲げています。

表 1－3 本市の主要な環境・エネルギー政策の経過

年	施策等
平成8年 2 月 (1996 年)	「第1期鎌倉市環境基本計画」の策定
平成 18 年 3 月 (2006 年)	「第2期鎌倉市環境基本計画」の策定
平成 20 年 3 月 (2008 年)	「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」の策定
平成 21 年 4 月 (2009 年)	太陽光発電設備設置に対する助成を開始
平成 23 年 3 月 (2011 年)	東日本大震災
	「鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞」の策定
	「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」の改訂
平成 24 年 7 月 (2012 年)	「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」の制定
平成 24 年 9 月 (2012 年)	「鎌倉市エネルギー施策推進委員会」及び「ワーキンググループ」の設置
平成 25 年 3 月 (2013 年)	「鎌倉市スマートシティ形成に向けた研究報告書」 ※東京工業大学との共同研究で、鎌倉市における再生可能エネルギー等の導入可能性検討を実施
平成 25 年 4 月 (2013 年)	「鎌倉市環境基本計画＜第2期改訂版＞」一部改訂
平成 26 年 3 月 (2014 年)	「鎌倉市エネルギー基本計画」策定
平成 27 年 3 月 (2015 年)	「鎌倉市エネルギー基本計画実施計画」作成
平成 29 年 3 月 (2016 年)	「第3期鎌倉市環境基本計画」の策定
	「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」の策定

2 計画の目的

(1) 市としての計画の必要性と目的

これまでに述べてきたとおり、本市は、「鎌倉市環境基本計画」及び「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、エネルギーへの取組みを実施してきました。しかし平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、国内のエネルギー政策の方向性は、抜本的な見直しを迫られています。本市としても、従来のように、遠くで作られた電力を使いながら「省エネルギー」に取り組むという、いわば受け身の考え方だけでなく、地域で使うエネルギーを地域でつくりだし、効率的に使う「創エネルギー」「蓄エネルギー」の考え方を積極的に取り入れ、エネルギーとの向き合い方を、地産地消の自律的な方向に転換する必要があります。

特に、住民と直接向き合う基礎自治体であり、多くの観光客が訪れる観光都市でもある本市では、観光産業に伴って消費されるエネルギーの効率的な利用や、交通渋滞対策によるエネルギー対策、災害が発生した場合にも最低限必要なエネルギーを確保すること、また市内で消費されるエネルギーの大きな部分が民生部門で占められるという特性から、省エネルギーの一層の推進、ライフスタイルの変革等も、重要な視点となります。

このような中、平成 24(2012)年 7 月に「鎌倉市エネルギー条例」が議員提案により制定され、第 4 条において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、施策に関する基本的な方針を示す計画を策定することが定められました。

市では、平成 25(2013)年 4 月に「鎌倉市環境基本計画<第 2 期改訂版>」の一部改訂を行い、エネルギーへの取組み等を盛り込んだところですが、「鎌倉市エネルギー条例」で示されたとおり、エネルギー問題への市民の関心は高く、より具体的で地域に即した計画の迅速な策定が必要とされています。

そこで、国、県の動向を意識しながら、鎌倉市環境基本計画の内容を踏まえ、エネルギー部分に特化した個別計画として、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性を示す「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定することとなりました。

○鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例

平成 24 年 7 月 9 日

条例第 10 号

鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例

私たちの生活は、多くのエネルギー消費の上に成り立っています。しかし、大量生産・大量消費というライフスタイルは、環境悪化の主な原因になっています。このまま放置すれば、世界規模の砂漠化の進行や海面上昇にとどまらず、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など、人類が生存する基盤である地球環境への深刻な影響が予想されます。資源を過剰に消費せず有効活用するよう、省エネルギーの推進を図るとともに、環境にやさしい再生可能なエネルギーの創出が求められます。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、原子力発電にも依存できないことを明らかにしました。まさに、エネルギー政策の転換を図ることが急務となっています。

鎌倉市は、歴史的文化的遺産を持ち、海と豊かな緑に囲まれたまちです。エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能なエネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な循環型社会のシステムを構築するためにこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、環境保全に貢献するとともに市民の快適な生活の安定に寄与することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいいます。
- (3) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (4) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーをいいます。

ア 太陽光、太陽熱、風力、水力、地中熱等を活用して得られるエネルギー

イ 間伐材、剪定枝、建築廃材、下水汚泥、生ごみ等のバイオマスから得られるエネルギー

ウ 工場、変電所、焼却炉等から得られる熱を再利用して得られるエネルギー

エ 廃食用油その他食用としない植物資源によるバイオエタノール燃料から得られるエネルギー

(市の責務)

第3条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、次の各号に掲げる施策に積極的に取り組むものとします。

(1) 市民及び事業者に対する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び必要な支援

(2) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関連する産業の育成

(3) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくり

(4) 次世代を担う子どもへのエネルギー利用及び環境のあり方についての教育に関する取組への支援

(5) 公共施設における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策の実施

(エネルギー計画の策定)

第4条 市長は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、前条各号の施策に関する基本的な方針を示す計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとします。

2 市長は、基本計画策定後、1年を目途に実施計画を策定するものとします。

3 市長は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じるものとします。

4 市長は、基本計画及び実施計画策定の進捗状況及び執行状況について市民に公表するものとします。

5 市長は、少なくとも3年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものとします。

(施策の推進)

第5条 市のエネルギーに関する施策は、基本計画及び実施計画に沿って進めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(市民の責務)

第7条 市民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(表彰)

第8条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関し功績のあった者に対して、表彰その他の必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(市民及び事業者の意見の反映)

第9条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策に対して、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるものとします。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行するものとします。

(基本計画策定期日)

2 基本計画は、平成25年度中に策定するものとします。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

市では、第3次鎌倉市総合計画基本構想において、市の将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」と定めています。さらに、将来目標の1つとして「省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進する」ことを掲げています。

また、第3期鎌倉市環境基本計画(平成28(2016)年3月策定)では、同計画で示した環境理念を実現するための具体的な目標の1つとして「エネルギーの有効利用」を掲げています。

エネルギー基本計画は、環境基本計画におけるエネルギー施策の展開を図るための個別計画として位置づけ、総合計画及び環境基本計画と整合性を取りながら施策を進めていきます。

これに対し、鎌倉市エネルギー実施計画では、基本計画で示した目標等を実現するために、具体的に実施している施策、市民、事業者等による取り組みについて、網羅的に掲載し、様々な主体により実施されている関連施策を「エネルギー」の視点で改めて位置づけること、また「エネルギー」の視点で体系化することで、施策を横断的に展開できるようにすることを目的としています。

さらに、実施計画で整理した施策、取組みの一覧を基に、今後毎年度、各事業の進捗状況を管理していくための基礎資料とすることを目的として、鎌倉市エネルギー実施計画を策定するものです。

図に、エネルギー基本計画の位置づけを示しました。

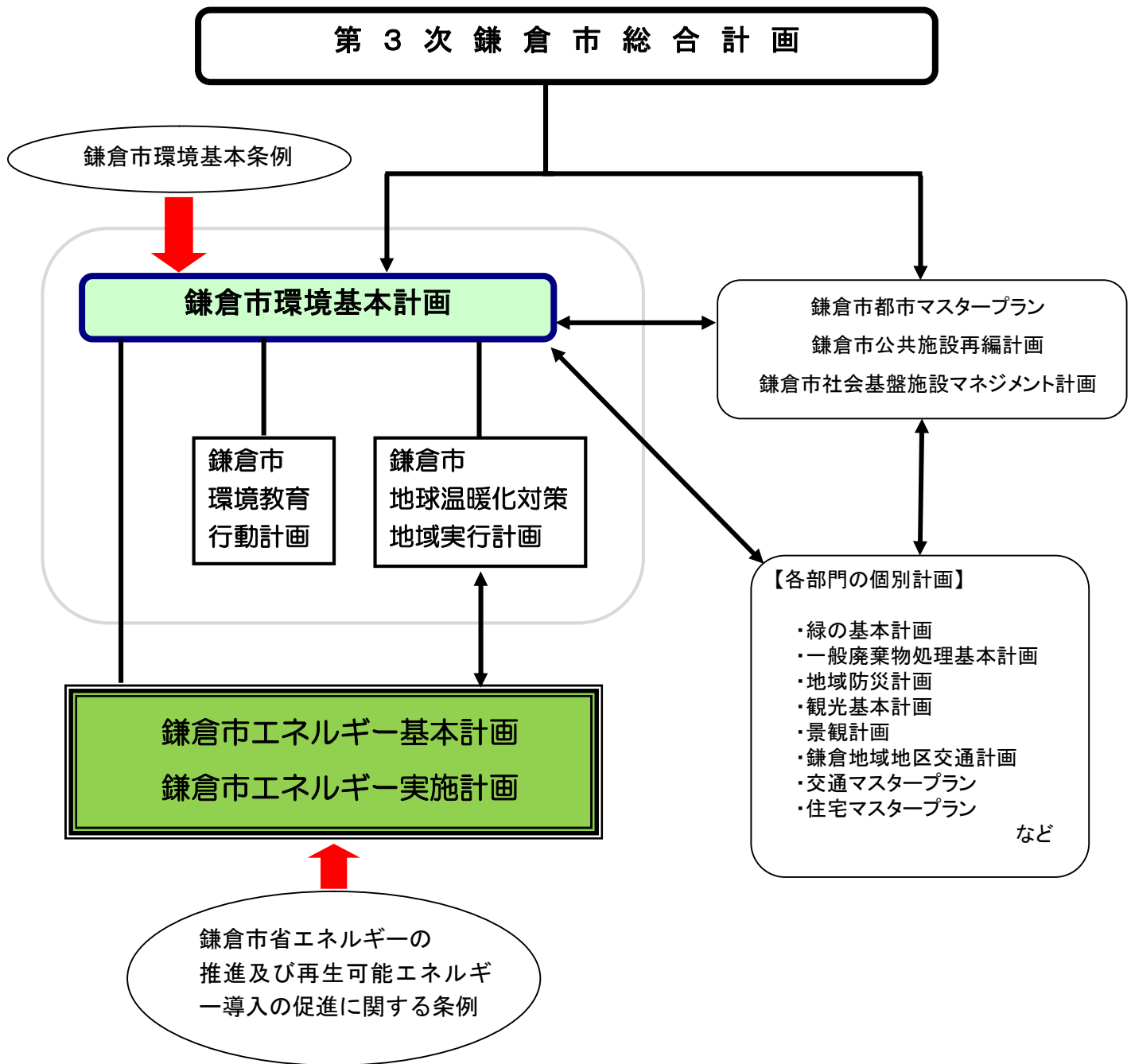


図 1－3 エネルギー基本計画の位置づけ

(2) 計画期間

本計画では、国、県のエネルギー政策において、平成 42(2030)年を目標とした中長期的な計画の検討が行われていること、また本市においても、将来の市の姿を見据えた長期にわたるまちづくりを展望することが適切であることから、平成 42(2030)年度を目標年とした長期(17 年間)を計画期間とし、平成 32(2020)年度を中期的な目標年度とします。

計画の見直しについては、「鎌倉市エネルギー条例」において、少なくとも 3 年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものと定められています。従って、本計画では、施策の進捗状況を勘案しながら少なくとも 3 年ごとに見直しを行い、国・県のエネルギー政策の動向やエネルギー関連新技術の開発、社会経済情勢の変化等にも適切に対応していきます。

また本計画では、具体的な施策のうち、リーディングプロジェクトの検討を、エネルギー実施計画の中で実施・推進することから、計画の見直しでは全体の進行管理を行うとともに、新たなリーディングプロジェクトのエネルギー実施計画への追加、業務遂行を完了したリーディングプロジェクトの見直しなどをしていくことで、少なくとも 3 年に一度、エネルギー基本計画とエネルギー実施計画の見直しを同時に進めることを想定しています。

図に、鎌倉市エネルギー基本計画と、他の関連計画の計画期間を示しました。

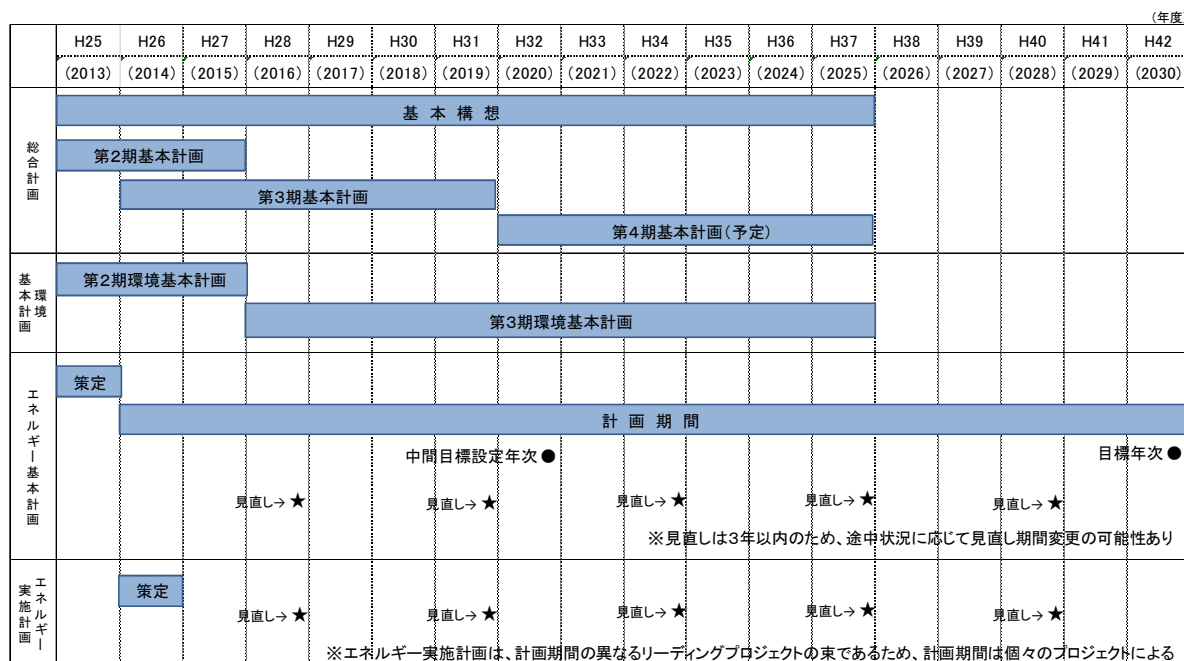


図 1 - 4 鎌倉市エネルギー基本計画等の計画期間

